

豊明市外国籍市民施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 外国籍市民が抱える問題を把握し、それに対する施策の方針を策定するため、豊明市外国籍市民施策懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について調査審議し、今後の施策のあり方を検討する。

- (1) 外国籍市民の現状と課題に関する事項
- (2) 外国籍市民が抱える問題とその対応に関する事項
- (3) 多文化共生社会づくりに向けた施策のあり方に関する事項
- (4) その他地域の国際化に関する事項

(組織)

第3条 懇話会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)により組織し、当該委員は市長が委嘱する。

- (1) 外国籍市民 4人以内
- (2) 市民代表 2人以内
- (3) 国際交流関係のNPO代表 1人
- (4) 学識経験者 1人
- (5) 市の職員 1人

3 前項第1号及び第2号に規定する者は、公募することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、会務を総理する。

3 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告及び提言)

第 7 条 懇話会は、検討した事項について、市長に報告又は提言することができる。

(庶務)

第 8 条 懇話会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。